

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和３年３月２５日（木）午後２時３０分
閉会年月日時刻	令和３年３月２５日（木）午後４時００分
開会の場所	邑楽町役場２階２０１会議室
議案事項	議案第２号 令和３年度邑楽町教育行政方針について 議案第３号 邑楽町英語検定料助成金交付規則の一部を改正する規則について 議案第４号 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について 議案第５号 邑楽町立小学校及び中学校給食費の減免に関する規則の一部を改正する規則について 議案第６号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について 議案第７号 邑楽町立学校管理運営規則の一部を改正する規則について 議案第８号 邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について 議案第９号 邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程を廃止する規程について 議案第１０号 邑楽町共同学校事務室運営要綱について 議案第１１号 邑楽町部活動指導員配置促進事業実施要綱について 議案第１２号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第１３号 邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について 議案第１４号 邑楽町芸術文化事業持続化給付金交付要綱の一部を改正する要綱について 議案第１５号 邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について 議案第１６号 令和２年度末事務局等職員人事について

その他	1) 令和２年度末教職員、事務局等職員人事について 2) 令和３年４月行事予定について 3) 次回教育委員会について 4) その他
出席者	教 育 長 藤江 利久 委 員 岡田 真幸 委 員 谷津 洋子 委 員 中村 郷志 委 員 橋本 明香
説明員	学校教育課長 中繁 正浩 生涯学習課長 田中 敏明 教育委員会書記 高橋 克徳

会議録	
議長（藤江）	ただ今より、3 月定例会教育委員会を開会いたします。 それでは今回の議事録署名人を決定いたします。 岡田委員、谷津委員にお願いします。 続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。 前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。2 月 22 日は給食センター物資購入部会があり、次年度の納入業者を決定いたしました。25 日は全員協議会があり、3 月定例会の議会案件提出予定の説明がありました。26 日は邑楽町教育研究班のオンライン発表を行いました。その夜には社会教育委員会議がありました。3 月 2 日は午前中に管内校長会があり、午後には課長会議を行いました。9 日から 19 日まで議会の 3 月定例会でした。令和 3 年度の予算も含め、提出された議案はすべて承認されました。9 日の全員協議会では、給食センター全職員の PCR 検査実施に伴う学校給食の一時停止について報告いたしました。19 日の公民館運営審議会では、中央公民館及び 2 つの地区公民館における令和 3 年度の公民館事業計画について承認されました。24 日は小学校の卒業式があり、私は長柄小学校に行ってきましたが、卒業生の立派な態度と卒業証書を受ける眼差しに感動いたしました。以上報告いたします。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、議案第 16 号令和 2 年度末事務局等職員人事について及びその他の 1) 令和 2 年度末教職員、事務局等職員人事については人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔異議なし〕
議長（藤江）	異議なしと認めます。これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。 それでは、議案第 2 号令和 3 年度邑楽町教育行政方針について、中繁学校教育課長・田中生涯学習課長より説明をお願いします。

会議録	
学 校 教 育 課 長（中繁）	令和３年度の邑楽町教育行政方針については、別冊となっております。 前回２月の教育委員会で案をお示しした後に修正した部分がございます。 ２ページの目標に ICT 関係の目標「２」を追加いたしました。邑楽町教育 大綱の目標が従前の６つから７つになりましたので、これに伴い２ペー ジの目標を追加し、以降の目標の番号を繰り下げてございます。学校教 育課は以上です。
生 涯 学 習 課 長（田中）	生涯学習課については、変更はありません。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第２号令和３ 年度邑楽町教育行政方針について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第２号令和３年度邑楽町教育行政方針についてを提案どおりに決定 します。 次に議案第３号邑楽町英語検定料助成金交付規則の一部を改正する規則 について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長（中繁）	今回の改正は、現在の規則が平成３３年（令和３年）３月３１日で失効する ことから、規則の有効期間を５年間延長するため、附則「２」を「令和８ 年３月３１日」と改めるものでございます。改正規則の施行期日は、公布 の日とするものでございます。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、邑楽町英語検定 料助成金交付規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけます でしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第３号邑楽町英語検定料助成金交付規則の一部を改正する規則につ いてを提案どおりに決定します。 次に議案第４号邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する 要綱について、中繁学校教育課長説明をお願いします。

会議録	
学 校 教 育 課 長（中繁）	今回の改正は、現在の要綱が平成 33 年（令和 3 年）3 月 31 日で失効することから、要綱の有効期間を 35 年間延長するため、附則「2」を「令和 8 年 3 月 31 日」と改めるものでございます。また、第 10 条第 1 項第 2 号の表記を訂正するものでございます。改正要綱の施行期日は、公布の日とするものでございます。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 4 号 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 4 号 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱についてを提案どおりに決定します。 次に議案第 5 号 邑楽町立小学校及び中学校給食費の減免に関する規則の一部を改正する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長（中繁）	今回の改正は、初年度の申請受付期間を延長するために附則の「3」を新設するとともに、新入学児童生徒の申請受付期間を新たに設けるために規則の第 4 条に「ただし書き文」を追加するものでございます。さらに、町立小中学校のほか、特別支援学校に在学する児童生徒も養育する保護者にあっては、特別支援学校に在学する児童生徒を町内の小中学校に通っている第 1 子とみなして、町内の小中学校に在学する児童生徒の給食費を減免の対象とするために規則の第 2 条第 1 号に追加し、第 3 条に「ただし書き文」を追加するものでございます。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 5 号 邑楽町立小学校及び中学校給食費の減免に関する規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 5 号 邑楽町立小学校及び中学校給食費の減免に関する規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。次に議案第 6 号 邑

会議録	
学校 教育 課 長（中繁）	楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。 今回の改正は、給食費の納入期限について、口座振替による引落日を設定するにあたり、5月から口座振替を実施するために規則の一部を改めるものでございます。現行の規則では、現金集金をしていたために、8月を除いて毎月集金しておりました。今後、口座振替を実施するにあたり、システム上の入力もあることから、年度初めの4月分の給食費から翌月に引き落とすこととなります。また、引落日は金融機関の営業日であり、毎月同じ日にはならないことから、教育長の定める日といたく、改正するものでございます。改正規則の施行期日は、令和3年4月1日とするものでございます。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第6号邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第6号邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第7号邑楽町立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学校 教育 課 長（中繁）	今回の改正は、学校事務の共同実施組織の規定に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、共同学校事務室に関する規程が定められたことを受け、令和2年6月15日に群馬県教育委員会から『市町村立学校における「共同学校事務室」の設置に関する指針』が示され、今般、新たに「邑楽町共同学校事務室運営要綱」を定めることに伴い、「邑楽町立学校管理運営規則」の第8条の2に定めていた「共同実施組織」を「共同学校事務室」に改め、文言を整理するために規則の一部を改めるものでございます。改正規則の施行期日は、令和3年4月1日とするものでございます。

会議録	
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 7 号 邑楽町立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 7 号 邑楽町立学校管理運営規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第 8 号 邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	今回の改正は、学校事務の共同実施組織の規定に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、共同学校事務室が規定されたことから、新たに「邑楽町共同学校事務室運営要綱」を定めることに伴い、「邑楽町立学校長に対する事務委任規則」の条文を整理するために規則の一部を改めるものでございます。改正規則の施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日とするものでございます。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 8 号 邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 8 号 邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第 9 号 邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程を廃止する規程について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	今回の改正は、学校事務の共同実施組織の規定に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、共同学校事務室が規定されたことから、新たに「邑楽町共同学校事務室運営要綱」を定めることに伴い、「邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程」を廃止するものでございます。附則にございますように、廃止規程の施

会議録	
	行期日は、令和３年４月１日とするものでございます。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第９号邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程を廃止する規程について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第９号邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程を廃止する規程についてを提案どおりに決定します。 次に議案第１０号邑楽町共同学校事務室運営要綱について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	この要綱は、学校事務の共同実施組織の規定に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、共同学校事務室が規定されたことから、新たに「邑楽町共同学校事務室運営要綱」を定めるものでございます。第１条は、この要綱を定める主旨でございます。この要綱は、共同学校事務室の組織、運営、事務等に関し必要な事項を定めるものでございます。第２条は、共同学校事務室の組織について定めるものでございます。室長と室員を置き、学校の事務職員を充て、室長と副室長については教育委員会が指名するものでございます。第３条は、共同学校事務室で共同処理する事務について定めるものでございます。第４条は、室長の職務について定めるものでございます。第５条は、副室長の職務について定めるものでございます。第６条は、共同学校事務室の運営について定めるものでございます。第７条は、室長と室員の兼務及び服務について定めるものでございます。事務の共同処理は、現在と同様に週２回、半日を上限とするものでございます。第８条は、専決処理について定めるもので、教育長から学校長に委任された事務の一部を専決できるとするものでございます。第９条は、教育委員会の役割について定めるものでございます。第１０条は、この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めるとするものでございます。附則として、施行日を令和３年４月１日とするものでございます。 別表第１は、第２条関係で、事務を共同処理する学校を記載してございます。別表第２は、第３条関係で、共同処理する事務を記載してござい

会議録	
	ます。以上、よろしくお願いします。
議長（藤江）	共同事務室については中野小学校にあります。何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 10 号 邑楽町共同学校事務室運営要綱について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 10 号 邑楽町共同学校事務室運営要綱についてを提案どおりに決定します。 次に議案第 11 号 邑楽町部活動指導員配置促進事業実施要綱について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	この要綱は、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員を町立中学校に配置し、運動部活動の円滑な運営を図ることを目的とするものでございます。第 1 条は、この要綱を定める目的でございます。第 2 条は、配置の対象となる学校を定めるものでございます。第 3 条は、指導員の身分について定めるものでございます。第 4 条は、指導員の任用について定めるものでございます。第 5 条は、指導員の職務について定めるものでございます。第 6 条は、指導員の配置期間を会計年度として、最長でも 5 年間までと定めるものでございます。第 7 条は、指導員の配置を受ける学校側の責務について定めるものでございます。第 8 条は、指導員の配置申請について定めるものでございます。第 9 条は、指導員の配置を決定した時は当該中学校に通知すると定めるものでございます。第 10 条は、指導員の活動報告について定めるものでございます。第 11 条は、指導員の服務について定めるものでございます。第 12 条は、指導員の勤務時間について定めるものでございます。第 13 条は、指導員の給与及び費用弁償について定めるものでございます。第 14 条は、中学校は顧問又は連絡調整担当者を置くものと定めるものでございます。第 15 条は、その他必要な事項は、教育委員会が定めるとするものでございます。附則として、施行日を令和 3 年 4 月 1 日とするものでございます。以上、よろしくお願いします。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。

会議録	
教育委員（岡田）	どういった方を想定していますか。
議長（藤江）	民間の方で指導できる方になると思います。学校の教師が顧問としていますので、指導を主に行っていただくことになります。ほかにありますか。ないようですので、議案第 11 号 邑楽町部活動指導員配置促進事業実施要綱について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 11 号 邑楽町部活動指導員配置促進事業実施要綱についてを提案どおりに決定します。 次に議案第 12 号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、田中生涯学習課長説明をお願いします。
生涯学習課長（田中）	この改正は、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中央・高島・長柄の 3 つの公民館について、年間登録団体の使用料と有料での催しを行う場合の減免について、令和 3 年 3 月 31 日を期限としていたものを令和 4 年 3 月 31 日まで延長するものです。年間登録団体の使用料減免について、令和 2 年度は臨時休館があったため、減額いたしました。令和 3 年度についても、臨時休館等あった場合は減額できるようにいたします。また、公民館ホール及び付属設備の使用料は引き続き減額を継続します。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 12 号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 12 号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第 13 号 邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について、田中生涯学習課長説明をお願いします。

会議録	
生涯学習課長（田中）	この改正は、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、邑楽町民体育館・邑楽町武道館・邑楽町町民運動場・邑楽町スポーツ・レクリエーション広場について、年間登録団体の使用料と有料での催しを行う場合の減免について、令和３年３月３１日を期限としていたものを令和４年３月３１日まで延長するものです。社会体育施設については有料での催しはほとんどないため、主に年間登録団体の使用料について、公民館と同様に減免するものです。令和３年度についても、臨時休館等あった場合は減額できるようにいたします。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第１３号邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第１３号邑楽町民体育館の設置及び管理等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第１４号邑楽町芸術文化事業持続化給付金交付要綱の一部を改正する要綱について、田中生涯学習課長説明をお願いします。
生涯学習課長（田中）	この改正は、新型コロナウイルスの影響で中止または延期となった芸術文化事業の主催者に一律５万円を給付する「邑楽町芸術文化事業持続化給付金」について、令和３年３月３１日を期限としていたものを令和４年３月３１日まで延長するものです。令和３年度に新型コロナウイルスの影響で中止または延期となった芸術文化事業の主催者を支援し、再度取り組んでいただくためのものです。
議長（藤江）	こちらの給付金を受給した団体はどのくらいいましたか。
生涯学習課長（田中）	令和２年度で１０団体になります。金額は一律５万円ですので、合計５０万円を給付しております。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第１４号邑楽町芸術文化事業持続化給付金交付要綱の一部を改正する要綱について、

会議録	
	ご承認いただけますでしょうか。 (賛同の声あり)
議長（藤江）	議案第14号 邑楽町芸術文化事業持続化給付金交付要綱の一部を改正する要綱についてを提案どおりに決定します。 次に議案第15号 邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、田中生涯学習課長説明をお願いします。
生涯学習課長（田中）	この改正は、新型コロナウイルス対策の一環として、自宅で使用する健康づくり機器等を町内で購入した者に購入費の2分の1、1万円を上限に補助金を交付する「邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱」について、令和3年3月31日を期限としていたものを令和4年3月31日まで延長するものです。 引き続き、多くの町民の方に、自宅で健康づくりを進めていただくことを目的としています。同時に、機器を販売する町内事業者を支援するものです。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第15号 邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご承認いただけますでしょうか。 (賛同の声あり)
議長（藤江）	議案第15号 邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを提案どおりに決定します。 次に、その他の2) 令和3年度4月行事予定について、中繁学校教育課長・田中生涯学習課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	学校教育課の4月の主な予定行事を読みあげる。
生涯学習課長（田中）	生涯学習課の4月の主な予定行事を読みあげる。

会議録	
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、その他の 3) 次回の教育委員会についてですが、4 月 26 日（月）午前 9 時 30 分からでお願いしたいのですが、どうでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	それでは次回の教育委員会は 4 月 26 日（月）午前 9 時 30 分から行うことに決定しました。次にその他の 4) その他で何かあればお願いします。
学校教育課長（中繁）	学校教育課から 3 点ご報告がございます。まず 1 点目ですが、今年度末で解散することになりました女性ドライバーズクラブから、小学校新 1 年生に安全ノートの寄贈が去る 3 月 15 日（月）にありました。2 点目は、新中野にある赤坂新聞店から、今年も、小学校新 1 年生に防犯ブザーの寄贈がありました。3 点目は、日本マクドナルドから、今年も、小学校新 1 年生に反射材付きの安全笛が寄贈されました。日本マクドナルドの事務局によりますと、「地域の皆様と共に安全で安心な街づくりを目指し、『こども 110 番の家』関連事業への支援の一環として、毎年小学校新一年生を対象に『安全笛』を贈呈している。」ということでございます。以上、ご報告いたします。
生涯学習課長（田中）	生涯学習課からも 3 点ご報告がございます。1 点目は、優良公民館表彰についてです。中央公民館が令和 2 年度全国優良公民館表彰を受賞しました。さらに、全国で受賞した 65 館のうち、実質的に 2 位である優秀賞を受賞しましたのでご報告申し上げます。2 点目は、中央公民館の雨漏りについてです。中央公民館の雨漏りについて、以前お話したとおり、施工者による補修工事を昨年 11 月から 12 月にかけて実施し、12 月 28 日で完了しました。それから本日までに 6 回まとまった雨が降りましたが、そのうち 5 回で雨漏りが確認されました。そのことについて、3 月 18 日付けの上毛新聞で報道されています。施工者は、工事完了後 1 年間は誠意を持って対応する旨を約束しており、雨が降るたびに担当者が確認し、記録を取って施工者に連絡しています。既に 2 度対策を実施し、一定の効果を確認しております。今後、梅雨や台風のシーズンを迎えますが、同様に確認し、施工者に報告してその都度対策を実施し、年末までに雨漏りが解消されるように努めて参ります。3 点目は、皆様のお手元に「邑

会議録	
	楽町の文化財」という冊子を配布させていただきました。これは、生涯学習課文化財係で内容の一部を改訂し、作成したものです。生涯学習課のほか、公民館や図書館などで希望者に配布します。委員の皆様にもご一読いただければ幸いです。以上です。
議長（藤江）	ご質問等ございますか。
教育委員（岡田）	優良公民館表彰の選考はどのようにされたのですか。
生涯学習課長（田中）	全国の各都道府県から1～2館が選ばれ、群馬県では2館が選ばれ、その中から選考されました。評価された点は、虹色カーニバルなど住民が主体的な実行委員会を作り自主的な活動として参加していること、障がい者青年学級などに取り組んでいること、活動内容を広報紙やホームページなどで積極的に広報していることなどとなっております。邑楽町では、邑楽町公民館時代に文部科学大臣表彰を受賞していたこともあり、以前から評価はされていきました。今回、中央公民館を建設するにあたり、新たな利用者を開拓していくことや文化振興を進めていくことについて、町からの発信だけではなく、住民主体の取り組みということが国に高く評価されました。審査は大学教授などが行ったようです。
議長（藤江）	ほかにございませんか。ないようですので、以上で公開案件は終わりにします。 次に非公開案件に入ります。議案第16号令和2年度末事務局等職員人事についてを議題とします。 以下非公開
議長（藤江）	議案第16号令和2年度末事務局等職員人事について、提案どおりに決定いたします。 次に、その他1)令和2年度末教職員、事務局等職員人事についてを議題とします。 以下非公開

会議録	
	以上で3月の教育委員会を閉会します。